

“第1回 法律・コンプライアンス講座”

企業間取引における関連法務の基礎

本講座は、昨年開催いたしました「法律・コンプライアンス講座」について、ご参加いただいた皆様のご意見、ご要望にもとづき、より会員の皆様の日頃の企業活動におけるご参考となるよう、企業間取引にフォーカスして開催するものです。

本講座では、ビジネスマンにとって日常的かつ重要な企業間取引における関連法規について、知っておくべき基本動作や、知らない・守らないことから生じるトラブルや会社の損失等、いまだ人には聞けない、企業間取引における法規やコンプライアンスについて、実務に即した事例・判例を交え、企業法務のプロフェッショナルがわかりやすく解説いたします。

また、民法改正に伴う留意点等も併せて解説いたします。

特に専門的法律知識は必要ございません。本テーマに関心をお持ちの会員様どなたでもご参加いただけますので、業務ご多用の折とは存じますが、是非この機会に本講座を受講いただきますようお願い申し上げます。

FUJITSUファミリー会関東支部
 支部長 貝塚 真樹
 株式会社インフォテック朝日
 取締役常務執行役員

開催概要

開催日時	2018年11月1日(木) 14:00～17:00 [開場 (受付) 13:30～] (本講座は2018年8月7日(火) 開催予定から延伸した講座です)
場所	富士通株式会社 本社 (東京 汐留) 6階 ユーザコミュニティサロン
参加対象	<ul style="list-style-type: none"> ・企業間取引における法規やコンプライアンスについて知見を高め、実務に反映させたい方 ・従来の企業間取引や、商行為等についての実務知識の再確認をされたい方 ・企業間取引における法規・コンプライアンスに関して、部門・部下に周知したい方
追加申込定員	15名 (8月お申し込み・出席予定のご連絡をいただいた方はお申し込みの必要はございません)
参加費用	無料
申込方法	FUJITSUファミリー会ホームページ (関東支部) よりお申し込みできます。 http://jp.fujitsu.com/family/sibu/kanto/
申込締切	2018年10月29日 (月)
講師	桜木・中野法律事務所 弁護士 桜木 秀樹 氏

内容

1. 企業間取引における法務の基礎
2. 企業間取引における法規の実務的適用について
3. 事例・判例紹介
4. その他

※・上記の講義においては、契約(業務委託、請負、下請法関連)、債権債務(民法改正後の留意点)等の内容を含みます。

- ・当日事例では、8月にいただきましたご参加予定者からの質問状の一部を事例としてご説明いたします。
- ・一部の解説に、2017年8月4日開催の「法律・コンプライアンス講座」テキスト引用による重複部分があります。

桜木・中野法律事務所 弁護士 桜木 秀樹 氏

早稲田大学卒、1993年弁護士登録（第一東京弁護士会）
長谷川俊明法律事務所、米国 Spencer Fane Britt & Browne(1994)、
小岩井・桜木法律事務所を経て、2014年6月 桜木・中野法律事務所
【取扱分野】
企業法務（商取引紛争、会社設立・合併契約、国際法務、M&Aなど）
労働法務（人事・労務管理に関する法的助言、労働審判・裁判等の紛争など）
知的財産権、金融（ライセンス契約、IT法務など）
その他不動産、公益法人、一般民事など



■ 桜木・中野法律事務所

住所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館5階
電話：03-5252-7200 FAX：03-3286-7900

昨年度の受講者の声

- ・ 契約に関しては存じておりましたが、文言の定義は初めて知り、また実用的なので受講してよかった。
- ・ 提供されたテキストは、とても見やすく、わかりやすく今後の法務審査業務にも活用させていただきたい。
- ・ 最新情報の取得方法やポイントなど認識を新たにできた。弁護士の話を聞く機会もないので非常に勉強になった。
- ・ 範囲を絞って、実際の業務に基づく実務的な講座であればさらによかったかもしれない。

ご留意事項

・昨年度実施の内容を一部引用する内容がございます。

会場のご案内

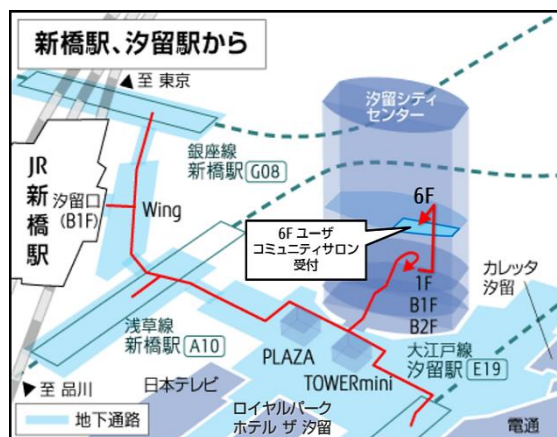
■ 東京会場のご案内

富士通(株) 汐留本社 ユーザコミュニティサロン内
プレゼンテーションルーム 汐留シティセンター6階
※低層階エレベーターで直接6階にお越しください。

〒105-7123 東京都港区東新橋1-5-2
<http://www.fujitsu.com/jp/about/corporate/facilities/shiodome/>

<交通のご案内>

JR山手線「新橋駅」汐留口 徒歩3分
東京メトロ銀座線「新橋駅」2番出口 徒歩3分
都営浅草線「新橋駅」汐留方面出口 徒歩1分
都営大江戸線「汐留駅」新橋駅方面出口徒歩1分



お問い合わせ先

FUJITSUファミリ会 関東支部 事務局

〒105-7123 東京都港区東新橋1-5-2 (汐留シティセンター)
富士通株式会社 マーケティング戦略本部 カスタマーリレーション統括部内
TEL：03-6252-2253(直通) FAX：03-6252-2798
ホームページ：<http://jp.fujitsu.com/family/sibu/kanto/>
Facebook：<https://www.facebook.com/fujitsufamily/>
E-mail：contact-family-kanto@cs.jp.fujitsu.com

FUJITSUファミリ会
関東支部ホームページ

